

## 平成 24 年 8 月 19 日付 朝日新聞の教育特区記事に関する 新しい学校の会 見解

新しい学校の会

平成 24 年 8 月 19 日朝日新聞において、「特区の通信制高校 規制へ ～文科省 7 割に法令違反～」という記事が掲載されました。

構造改革特区法が「特区外での教育活動」を禁じているという表現があり、現時点で何らかの事実誤認であろうと考えています。

広域通信制高校の面接指導等（面接指導、添削指導、試験）を学校が設置された特区区域内（本校舎）で行われなければならないという規制は、特区法はもとより他の法律にもその根拠がないものです。過去に出された通知文書についても疑義があります。

特区法では、特区の認可団体の首長の意向、特区域の地域特性を生かした事業といった地方分権、地方主権の趣旨が重視され、教育内容は本来学校法人で可能なことを読み替えることが可能とされています。また、面接指導等が、通信制課程における教育方法と同義語と解釈され、本校舎で行われるとされるべきとする記述は学校教育法や過去の行政指導文書にも見当たりません。

実際には、多くの特区学校では学校直営の学習センター、他の教育機関と連携した施設などで補習活動をするべく認可団体の承認、学則での明記、文部科学省への届け出を行うなど、正規の手続きを踏んで運用しています。従来の学校法人の認可権を持つ都道府県においても独自の認可基準のもと学習・補習拠点の設置が認められ、それらにおける「面接指導、添削指導、試験」の運用方法について其々決められています。

わたしたち、特区株立通信制高校に在籍する生徒のうち「不登校経験のある生徒」は 60%、発達障害を持つ生徒は 15%、疾病のある生徒は 25%、経済的に厳しい生徒は 29%に上ります（当会調べ）。“ニート・フリーター 60 万人、新卒ニート 3 万人”と言われる今、わたしたち特区の学校に身を置く生徒は、高校卒業の望みを持ち、将来の進路、就労の展望を開こうと、それぞれに困難な学習環境の中にいます。広域通信制高校として、全国各地に点在する生徒たちへの指導と支援を出来る限り手厚く、きめこまかく行なっております。特区法の趣旨に沿って構造改革特区の自治体運営と地域活性化にもつなげようと努めております。生徒と保護者と地方自治体（認可団体）と地域など、各方面よりご評価を頂戴しており、現在 1 万数千名の生徒が在籍しています。

現に学んでいる生徒の利益が損なわれないよう、構造改革特区の認可団体とともに、内閣府に対して適切な行政指導をいただけることを希望しています。

※特区法は、「地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた

特定事業を実施し又はその実施を促進するもの」を「構造改革特別区域」(以下「特区」という。)と定義し、同条1項には、「地方公共団体が、……(中略)……と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは」という要件の元に、学校教育法の条項についての様々な読み替え規定が存在し、これらの規定によって、特区法12条1項所定の申請及び認定があった場合の学校設置会社は、学校教育法の適用を受け、学校法人同様に、学校を設置し、これを運営することができることとされている。

そして、特区法は、学校設置会社として適合していなければならない要件を満たすべきこと(同2項)、業務状況書類等を備え置くべきこと(同3項)、同書類等の閲覧等の請求に応じ(同4項)、認定地方公共団体の評価(同5項、6項)や転学のあっせん等(同7項)の措置を受けるべきことなど、学校設置会社に対し種々の規制を規定している。そうであるとすれば、特区法は、学校設置会社に対する明文の規制を設けていない事項については、学校設置会社は学校法人と等しく学校教育法の適用を受け、これらを同等に扱うべきものとしている。

以上